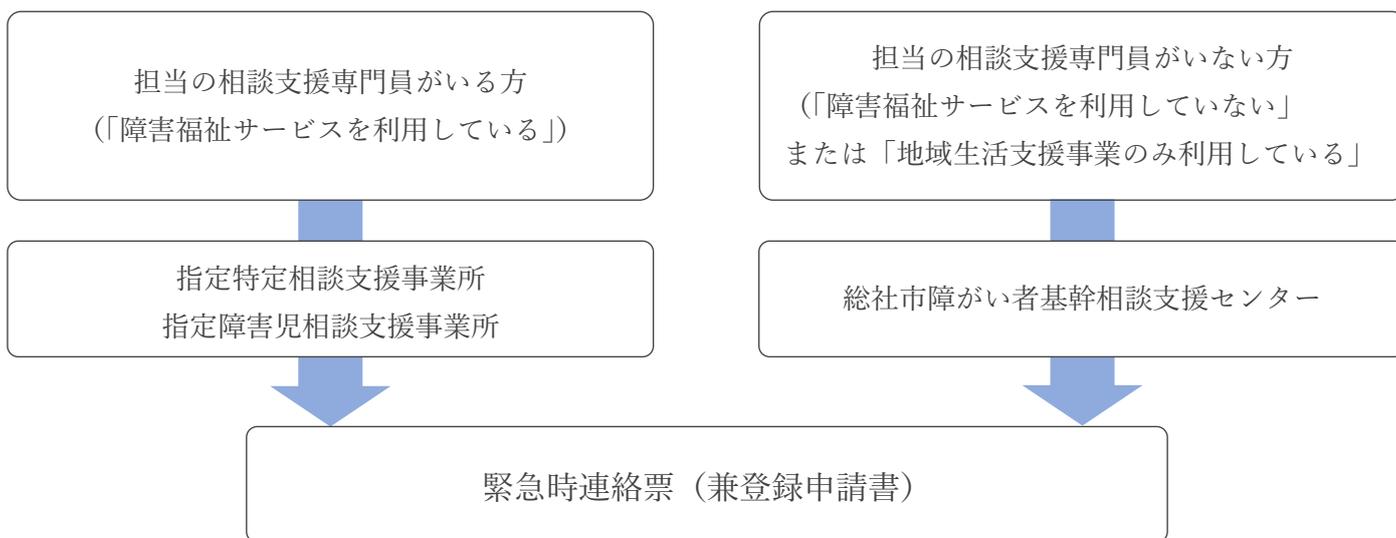


# 総社市地域生活支援拠点等整備事業 緊急時の受入対応の流れ

総社市では、「障がいのある方やご家族が住み慣れた総社市で安心して暮らし続けることのできる仕組みづくり」の第一歩として「総社市地域生活支援拠点等整備事業」において緊急時の受入対応をスタートさせました

対 象 次のいずれにも該当し、希望される方が対象です

- 総社市民
- 障がいのある方（障がい種別や手帳の有無は問いません）
- 在宅生活をされている方



- ・相談支援専門員等が、必要に応じてサービス等利用計画作成等に併せて作成します
- ・サービス担当者会議等で、起こりうる緊急事態の想定や、連絡先の優先順位、対応方法等のシュミレーションを行います
- ・作成した緊急時連絡票は、相談支援専門員が、サービス等利用計画とあわせて市に提出するか総社障がい者基幹相談支援センターに提出します
- ・市に提出された緊急時連絡票は、総社市障がい者基幹相談支援センターにて保管します



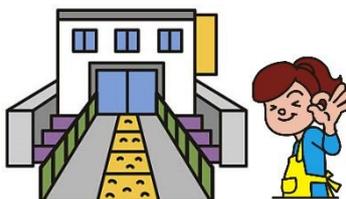
## ご家族の急病等の緊急事態が発生したら

作成した緊急時連絡票の記載事項に基づいて対応します。たとえば…

ショートステイ等の  
障害福祉サービス利用

普段利用している通所施設等で  
職員と一晩を過ごす

自宅に通所施設等の職員が  
様子を見にいく



【問い合わせ】 総社市障がい者基幹相談支援センター TEL0866-92-8578